

事業主 殿

大分労働局労働基準部長

化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検について

平素より労働基準行政の運営につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等により、事業者による主体的な取組を求める「職場における新たなる化学物質規制」が令和6年4月1日より完全施行されたところです。

本改正は、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等による個別具体的規則を中心とした仕組みから、リスクアセスメントに基づく自律的な管理への転換を図るものであり、業種や規模に関係なく適用されます。

当局におきましても、今後の労働災害防止に係る重点施策として周知及び指導に努めることとしており、今般、県内の関係事業場へ自主点検の実施を依頼することとしました。

つきましては、業務多忙のところ恐縮に存じますが、別紙「化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検表」により貴事業場の管理状況について点検を実施していただきますようお願いいたします。

また、点検結果につきましては、下記提出先あてにメール、郵送等（WEB回答が選択できます。）により令和7年2月14日（金）までに報告いただきますよう併せてお願いいたします。

提出先・問合せ先

大分労働局労働基準部健康安全課

〒870-0037

大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル6F

電話 097 - 536 - 3213

メール kenkouanzenka-ooitakyoku@mhlw.go.jp

担当官 労働衛生専門官 柴田